

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………
- ……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………
- 建築基準法による道路の指定……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………
- 平成十七年東京都告示第八百六十四号(東京都エ
- ネルギー環境計画指針)の一部改正……………
- ……………(環境局気候変動対策部計画課)……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
- 域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
- 域の指定の一部解除……………(同)……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
- 域の指定解除……………(同)……………
- 東京都知事選挙の選挙期日……………
- 東京都知事選挙における候補者の選挙運動に関する
- 支出制限額……………
- 東京都知事選挙において繰上投票する投票区及び
- 投票期日……………
- 東京都知事選挙における選挙会の場所及び日時……………
- 東京都議会議員補欠選挙を行う事由の発生……………

○東京都議会議員補欠選挙(江東区、品川区、中野区、北区、板橋区、足立区、八王子市及び府中市の各選挙区)における選挙人名簿の登録基準日及び登録日……………

告示 (選挙長)

○東京都知事選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……………

公告

- 開発行為に関する工事完了……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………
- 東京都議会議員補欠選挙(江東区、品川区、中野区、北区、板橋区、足立区、八王子市及び府中市の各選挙区)における選挙長の事務を行う場所……………
- ……………(東京都選挙管理委員会)……………
- 東京都議会議員補欠選挙(江東区、品川区、中野区、北区、板橋区、足立区、八王子市及び府中市の各選挙区)における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所……………
- ……………(同)……………

告示

●東京都告示第七百四十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和六年六月二十日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

豊島区西池袋五丁目千五百三十八番 令和六年五月二
一、千六百十二番一、千六百二十五 十八日
番五、千六百二十六番二及び千六百

二十七番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第七百四十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年六月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木 竜一

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第四号の規定による道路

令和六年五月二十一日

(一) 次に掲げる地番の全

幅員

羽村市羽東二丁目三百七番七、同番十一、三百二十番五、三百四十六番四、川崎四丁目二百八十番三及び同番六

(二) 次に掲げる地番の一

部

羽村市羽東一丁目二百九十

第1号様式 その2

(4) エネルギー環境計画書の公表方法

公表期間		～	
<input type="checkbox"/> ホームページで公表	アドレス:		
<input type="checkbox"/> 窓口での閲覧	閲覧場所:		
	所在地:		
	閲覧可能時間		
<input type="checkbox"/> 冊子(環覧報告書等)	冊子名:		
	入手方法:		
<input type="checkbox"/> その他			

2 地球温暖化の対策の取組方針

地球温暖化の対策の取組方針

3 地球温暖化の対策の推進体制

地球温暖化の対策の推進体制

4 特定エネルギーの供給に伴い排出される温室効果ガスの量(1kWh当たり)の抑制に係る措置及び目標

(1) CO₂排出係数の削減目標(全電源のCO₂排出係数)

(単位 kg-CO₂/kWh)

項目	当年度CO ₂ 排出係数	次年度CO ₂ 排出係数	長期的目標年度(2030年度)のCO ₂ 排出係数
当年度の計画における目標値			
前年度の計画における目標値			

(具体的な対策内容等目標設定に係る措置の考え方)

具体的な対策内容等目標設定に係る措置の考え方

別記第一号様式その三を次のように改める。

第1号様式 その3

5 再生可能エネルギーの利用による電気の供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標
(2030年度までの再生可能エネルギー利用目標)

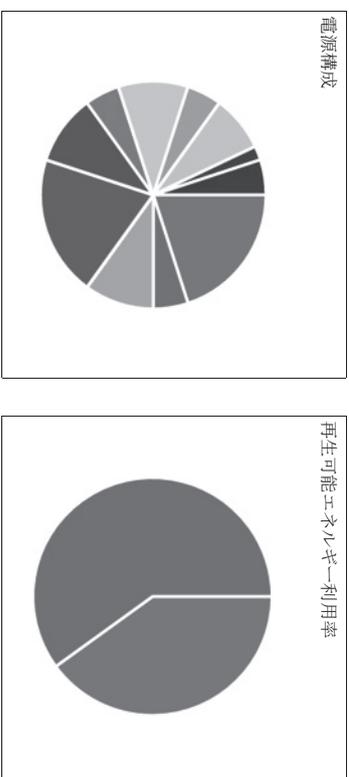
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
当年度の計画における目標値	再生可能エネルギー利用率						
前年度の計画における目標値	再生可能エネルギー利用率						

(再生可能エネルギーの具体的な利用促進対策等目標設定に係る措置の考え方)

再生可能エネルギーの具体的な利用促進対策等目標設定に係る措置の考え方

6 供給する電気における電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性等

(1) 電源構成



(2) 再エネ証書かつ再エネ電源利用率及び新設再生可能エネルギー利用率

当年度の計画における目標値	再エネ証書かつ再エネ電源利用率	新設再生可能エネルギー利用率

(再生可能エネルギー発電設備の増加に係る措置の考え方)

再生可能エネルギー発電設備の増加に係る措置の考え方

第1号様式 その3

(3) 供給する電気の属性

1	発電所の名称	発電所の位置	発電事業者の名称	発電に用いるエネルギーの種類 (FIT又はFITの認定)	バイオエネ 発電の燃料 種	発電規模 (kW)	運転開始日
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

別記第一号様式その四を次のように改める。

第1号様式 その4

7.メニューの多様化に係る措置
メニューごとの再生可能エネルギー利用率等

メニュー	電源構成 (FIT又はFITの認定の有無)		供給する電気の属性		
	利用率	その3件 面談)発 電所番号	発電所の名称	発電所の位置	発電事業者の名称
メニューA					
商品名等	契約時の 種別				
調製後CO2排出係数 (kg-CO2/kWh)					
再生可能エネルギー 利用率					
再生可能エネルギー 利用率					
再エネ証書かつ 再生可能エネルギー 利用率					
新設再生可能 エネルギー利用率					
メニューB					
商品名等	契約時の 種別				
調製後CO2排出係数 (kg-CO2/kWh)					
再生可能エネルギー 利用率					
再生可能エネルギー 利用率					
再エネ証書かつ 再生可能エネルギー 利用率					
新設再生可能 エネルギー利用率					

(多様な再生可能エネルギーメニューの提供について具体的な措置の考え方)

--

別記第二号様式その二を次のように改める。

第2号様式 その2

(4) エネルギー状況報告書の公表方法

公表期間		～	
公表方法	<input type="checkbox"/> ホームページで公表	アドレス:	
	<input type="checkbox"/> 窓口での閲覧	閲覧場所:	
	<input type="checkbox"/> 冊子(環境報告書等)	所在地:	
		閲覧可能時間:	
		冊子名:	
	入手方法:		
	<input type="checkbox"/> その他		

2 特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量 (単位: 千t-CO₂)

項目	前々年度	前年度
排出量		

3 特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量 (1kWh当たり) 及びその抑制に係る措置の進捗状況 (単位: kg-CO₂/kWh)

項目	前々年度	前年度	把握率
全電源のCO ₂ 排出係数			
(火力発電のCO ₂ 排出係数)			
調整後CO ₂ 排出係数			

(排出係数の削減目標達成に向けた具体的な対策の取組実績及びその効果)

4 再生可能エネルギーの利用による電気の供給の量の割合及びその拡大に係る措置の進捗状況
再生可能エネルギー利用量及び利用率

項目	前々年度の実績		前年度の実績	
	利用量 (千kWh)	利用率 (%)	利用量 (千kWh)	利用率 (%)
再生可能エネルギー (FIT電気)				

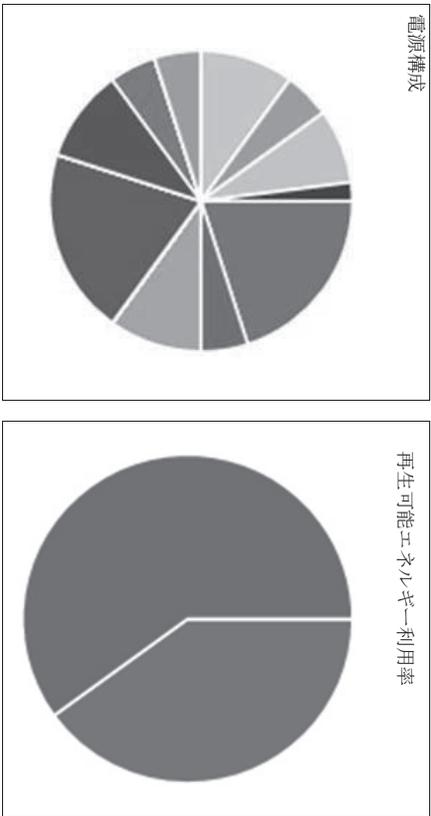
(再生可能エネルギーの具体的な利用促進対策の取組実績、開発の実績等)

別記第二号様式その三を次のように改める。

第2号様式 その3

5 前年度供給した電気における電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性等

(1) 電源構成



(2) 再エネ証書かつ再エネ電源利用率及び新設再生可能エネルギー利用率

前年度実績	再エネ証書かつ再エネ電源利用率	
	新設再生可能エネルギー利用率	

(再生可能エネルギー発電設備の増加に係る措置の取組実績等)

第2号様式 その3

(3) 供給した電気の属性

1	発電所の名称	発電所の位置	発電事業者の名称	発電に用いるエネルギーの種類 (FIT又はFITPの認定)	バイオエネ 発電の燃料 種	発電規模 (kW)	運転開始日
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

別記第二号様式その四を次のように改める。

第2号様式 その4

6 メニューごとの電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性等
メニューごとの再生可能エネルギー利用率等

メニュー	電源構成 (FIT又はFITPの設定の有無)		前年度実績における都内供給		
	利用率	その3(繰 告番)並 電所番号	発電所の名称	発電所の位置	発電事業者の名称
メニューA					
商品名等	契約時の 確約				
調整後CO2排出係数 (kg-CO2/kWh)					
再生可能エネルギー 利用率					
再生可能エネルギー 再エネ証書かつ 再エネ電源利用率					
新設再生可能 エネルギー利用率					
メニューB					
商品名等	契約時の 確約				
調整後CO2排出係数 (kg-CO2/kWh)					
再生可能エネルギー 利用率					
再生可能エネルギー 再エネ証書かつ 再エネ電源利用率					
新設再生可能 エネルギー利用率					

(多様な再生可能エネルギーメニューの属性について具体的な措置の考え方)

--

別記第二号様式その五を次のように改める。

第2号様式 その5

7 その他地球温暖化の対策に関する事項の進捗状況

(1) 未利用エネルギー等を利用した発電による電気の供給に係る措置の進捗状況

前々年度の実績		前年度の実績	
利用量 (千kWh)	利用率 (%)	利用量 (千kWh)	利用率 (%)

(未利用エネルギー等の具体的な利用促進対策の取組実績、開発の実績等)

Blank box for reporting progress on electricity generation from unused energy.

(2) 火力発電所における熱効率の向上に係る措置の進捗状況

(火力発電所における具体的な地球温暖化対策の取組実績)

Blank box for reporting progress on thermal efficiency improvement in thermal power plants.

(3) 都内の電気需要者への地球温暖化対策の働きかけに係る措置の進捗状況

Blank box for reporting progress on measures to encourage electricity consumers in Tokyo.

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置の進捗状況

Blank box for reporting progress on other climate change measures.

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

●東京都告示第七百四十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年六月二十日

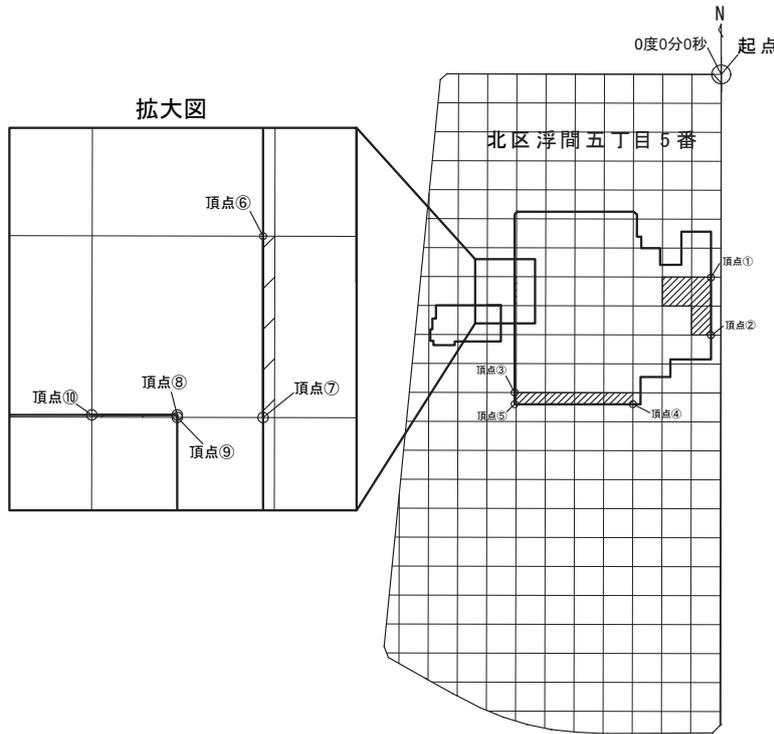
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区浮間五丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】
 — 単位区画
 — 調査対象地
 ▨ 形状変更時要届出区域

【起点】
 起点は、北区浮間五丁目5番の北東端から、東へ2.4mの位置とする。

【座標】

頂点	X座標	Y座標
起点	0.000	0.000
頂点	X座標	Y座標
①	-3.500	-69.993
②	-3.500	-89.993
③	-70.800	-109.847
④	-27.630	-113.881
⑤	-70.800	-113.903
⑥	-70.800	-69.844
⑦	-70.800	-79.844
⑧	-75.500	-79.700
⑨	-75.500	-79.834
⑩	-80.173	-79.700

※起点を任意座標として (X, Y) = (0.00, 0.00) とし、設定した値である。
 ※座標値は単位区画の交点を除く右上の点を頂点①とし、右回りに読み取りを行ったものである。

【格子の回転角度 (0度0分0秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百四十七号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第二項の規定により、令和三年東京都告示第千五百十二号
 により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第
 三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次
 のとおり告示する。

令和六年六月二十日

東京都知事 小 池 百合子

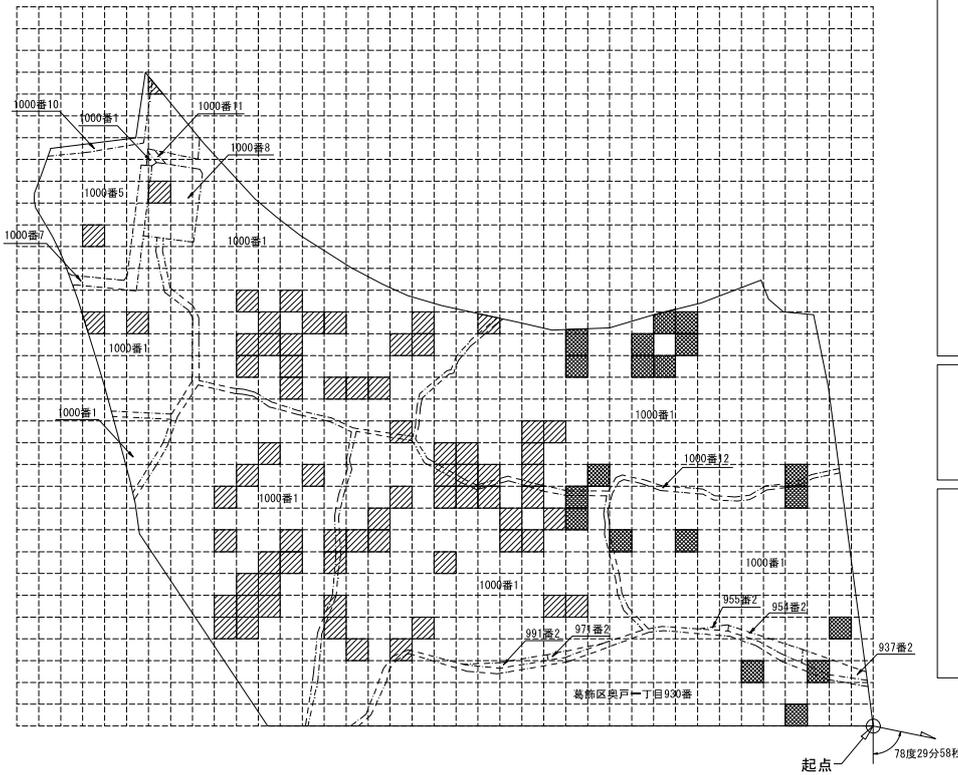
一 指定を解除する区域 別図のとおり (葛飾区奥戸一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡 例】

- 単位区画
- 敷地境界
- · - · - 筆境界
-  形質変更時要届出区域
(令和3年東京都告示第1512号により指定した区域)
-  形質変更時要届出区域
(指定を解除する区域)

【起 点】

起点は、葛飾区奥戸一丁目930番の最北端とする。

【格子の回転角度 78度29分58秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西南方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百四十八号

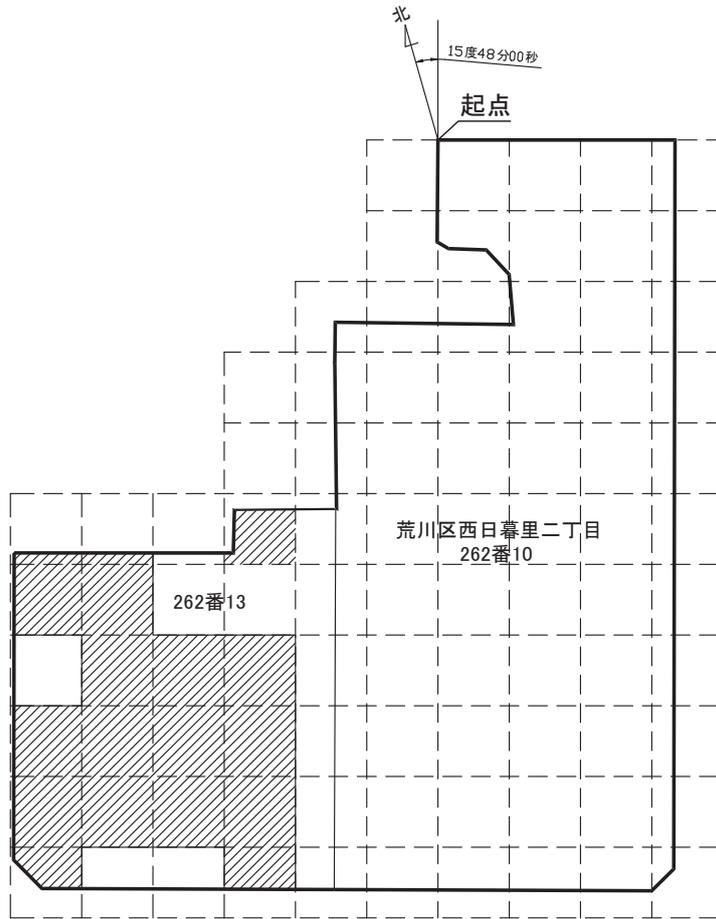
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第十二七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年六月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（荒川区西日暮里二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



- 凡 例
- 単位区画
 - 筆境界
 - 調査対象地
 - ▨ 指定を解除する区域

起 点
 起点は、荒川区西日暮里二丁目262番10の最北端とする。

格子の回転角度【15度48分00秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第六十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定により、令和六年七月三十日に任期が満了する東京都知事の選挙期日を次のとおり定めた。

令和六年六月二十日

東京都選挙管理委員会

選挙期日 令和六年七月七日

●東京都選挙管理委員会告示第七十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項第四号及び同条第二項並びに公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第百二十七条の規定により、令和六年七月七日執行の東京都知事選挙における候補者の選挙運動に関する支出の金額は、次の額を超えることができない。

令和六年六月二十日

東京都選挙管理委員会

支出制限額 六千五十万円

●東京都選挙管理委員会告示第七十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五十六条の規定により、令和六年七月七日執行の東京都知事選挙において繰上投票を行う投票区及び投票期日を次のとおり定めた。

令和六年六月二十日

繰上投票区 小笠原村第二投票区（母島）

東京都選挙管理委員会

繰上投票期日 令和六年七月六日

●東京都選挙管理委員会告示第七十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により、令和六年七月七日執行の東京都知事選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和六年六月二十日

東京都選挙管理委員会

場所 東京都選挙管理委員会室

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎
北塔四十階

日時 令和六年七月八日 午後二時

●東京都選挙管理委員会告示第七十四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十一条第一項第三号の規定により、東京都議会議員から江東区、品川区、中野区、北区、板橋区、足立区、八王子市及び府中市の各選挙区選出議員について各一名の欠員通知を受けているので、同法第百十三条第三項第三号の規定に基づき、令和六年七月七日執行の東京都知事選挙と同時に東京都議会議員補欠選挙(江東区、品川区、中野区、北区、板橋区、足立区、八王子市及び府中市の各選挙区)を行う事由が生じた。

令和六年六月二十日

東京都選挙管理委員会

●東京都選挙管理委員会告示第七十五号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條第三

項の規定により、令和六年七月七日執行予定の東京都議会議員補欠選挙(江東区、品川区、中野区、北区、板橋区、足立区、八王子市及び府中市の各選挙区)における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十四条第二項の規定により告示する。

令和六年六月二十日

東京都選挙管理委員会

基準となる日 令和六年六月二十七日。ただし、年齢については、同年七月七日

登録を行う日 令和六年六月二十七日

告 示 (選挙長)

●東京都知事選挙選挙長告示第一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和六年七月七日執行の東京都知事選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和六年六月二十日

東京都知事選挙選挙長

澤野 正明

場所 東京都選挙管理委員会事務局

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎
北塔四十階

日時 令和六年七月四日 午後六時

公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年六月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木 竜一

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

東村山市野口町四丁目四十六 武蔵野市境二丁目二番二号
番四から同番六まで、同番十 株式会社飯田産業
二、四十七番三及び同番九 代表取締役 築地 重彦

東京都議会議員補欠選挙(江東区、品川区、

中野区、北区、板橋区、足立区、八王子市及

び府中市の各選挙区)における選挙長の事務

を行う場所について

令和六年七月七日執行予定の東京都議会議員補欠選挙(江東区、品川区、中野区、北区、板橋区、足立区、八王子市及び府中市の各選挙区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和六年六月二十日

東京都選挙管理委員会

一 江東区選挙区

(一) 令和六年六月二十八日 午前八時三十分から午前九時まで

江東区役所第七一・第七二会議室

江東区東陽四丁目十一番二十八号 江東区役所本庁

舎七階

(二) 令和六年六月二十八日 午前九時以降

江東区選挙管理委員会

江東区東陽四丁目十一番二十八号 江東区役所本庁舎七階

二 品川区選挙区

(一) 令和六年六月二十八日 午前八時三十分から午前九時三十分まで

品川区役所二五一一二五三会議室

品川区広町二丁目一番三十六号 品川区役所第二庁舎五階

(二) 令和六年六月二十八日 午前九時三十分以降

品川区選挙管理委員会事務局

品川区広町二丁目一番三十六号 品川区役所第二庁舎六階

三 中野区選挙区

(一) 令和六年六月二十八日 午前八時三十分から午前十時まで

中野区役所六〇三会議室

中野区中野四丁目十一番十九号 中野区役所本庁舎六階

(二) 令和六年六月二十八日 午前十時以降

中野区選挙管理委員会事務局

中野区中野四丁目十一番十九号 中野区役所本庁舎八階

四 北区選挙区

(一) 令和六年六月二十八日 午前八時三十分から午前十時まで

北区役所滝野川分庁舎大会議室

北区滝野川二丁目五十二番十号 北区役所滝野川分庁舎一階

(二) 令和六年六月二十八日 午前十時以降

北区選挙管理委員会

北区滝野川二丁目五十二番十号 北区役所滝野川分庁舎三階

五 板橋区選挙区

(一) 令和六年六月二十八日 午前八時三十分から午前十時まで

板橋区役所大会議室

板橋区板橋二丁目六十六番一号 板橋区役所本庁舎北館九階

(二) 令和六年六月二十八日 午前十時以降

板橋区選挙管理委員会事務局

板橋区板橋二丁目六十六番一号 板橋区役所本庁舎北館七階

六 足立区選挙区

(一) 令和六年六月二十八日 午前八時三十分から午前十時まで

足立区役所庁舎ホール

足立区中央本町一丁目十七番一号 足立区役所中央館二階

(二) 令和六年六月二十八日 午前十時以降

足立区選挙管理委員会事務局

足立区中央本町一丁目十七番一号 足立区役所南館六階

七 八王子市選挙区

令和六年六月二十八日 午前八時三十分以降

八王子市役所八〇一会議室

八王子市元本郷町三丁目二十四番一号 八王子市役所本庁舎八階

八 府中市選挙区

(一) 令和六年六月二十八日 午前八時三十分から午前十時まで

旧みどり幼稚園会議室二〇一

府中市緑町一丁目八番地 旧みどり幼稚園二階

(二) 令和六年六月二十八日 午前十時以降

府中市選挙管理委員会事務局

府中市緑町一丁目八番地 旧みどり幼稚園一階

東京都議会議員補欠選挙（江東区、品川区、中野区、北区、板橋区、足立区、八王子市及び府中市の各選挙区）における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所について

令和六年七月七日執行予定の東京都議会議員補欠選挙（江東区、品川区、中野区、北区、板橋区、足立区、八王子市及び府中市の各選挙区）において、政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所を次のとおり定めた。

令和六年六月二十日

東京都選挙管理委員会

東京都選挙管理委員会事務局

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔四十階

発行 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一箇月 六、六〇〇円

印刷所 三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一 郵便番号 101-0051 電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

